平成２２年（フ）第１８５号
鹿児島県姶良市加治木町木田5279番地　高井田住宅38―２Ｂ―３
債務者　仮屋園　真
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
山口市阿知須4715番地４　プラシードＢ202
債務者　河村　清広
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
山口市鋳銭司5839―５　大村ハイツ105、住民票上の住所山口市嘉川4662番地18
債務者　小川　　修
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
和歌山市北田辺丁18番地　新谷ビル202号
債務者　栗栖　郁郎
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１４０４号
東京都東久留米市南沢５丁目19番８―218号
債務者　栗田　　敏
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９１号
北海道帯広市白樺16条西９丁目22番地　白樺グリーンハイツＢ号室
債務者　伊藤　綾子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
北海道十勝郡浦幌町字本町45番地
債務者　斎川　浩一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２７４９号
横浜市緑区長津田町2253番地３
債務者　友井有紀子（旧姓山川）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９６４号
横浜市旭区西川島町101番地６
債務者　赤間　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０８５号
横浜市中区扇町４丁目11番地３　第一西村ビル413号室
債務者　青木　裕二
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６８号
相模原市緑区橋本５丁目６番４号　フォーブル未来101
債務者　石田　　隆
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５７８号
相模原市中央区矢部新町３番27―714号
債務者　小島　晴美
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５７９号
相模原市中央区田名5960番地１　センチュリーカーサ中島102
債務者　北川　淳一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５８０号
相模原市中央区田名5960番地１　センチュリーカーサ中島102
債務者　北川　靖子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５８７号
神奈川県座間市四ツ谷47番地の３
債務者　西沢　京子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６０４号
相模原市南区上鶴間本町１丁目19番７号101
債務者　今井　信之
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部